

■ 桜井市建設工事等成績評定制度について

平成23年度より桜井市が発注する建設工事の成績評定を行っています。

平成24年度より桜井市が発注する建設工事の成績評定の通知及び公表（本庁舎内閲覧場所）を行います。

評価	評定点合計	説明
A	90点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～89点	良好な工事
C	65～74点	標準的な工事
D	55～64点	改善すべき事項がある工事
E	50～54点	改善すべき事項が多い工事
F	49点以下	改善すべき事項が著しく多い工事

（桜井市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要綱）より

また、成績評定で低い評価を受けた請負者は、評価に応じて入札参加停止となります。

工事成績評価がFの評価を受けたときは6ヶ月

Eの評価を受けたときは3ヶ月、

前々年度の初日から2回目のDの評価を受けたときは3ヶ月

（桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱）より